平成２２年（フ）第７６５号
岡山県高梁市和田町3995番地２、申立時の住所岡山県高梁市正宗町2026番地９
債務者　赤木　義雄
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６６号
岡山県高梁市和田町3995番地２、申立時の住所岡山県高梁市正宗町2026番地９
債務者　赤木　淑子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０３号
岡山市北区牟佐942番地６
債務者　合田　　茂
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３８号
川崎市多摩区菅北浦４丁目３番７号　和喜ハイツ105、前住所川崎市多摩区菅馬場２丁目29番４号　ハイツＴＯＭＯ―102
債務者　林　アイリーン　ファハルドこと　ＨＡＹＡＳＨＩ　ＩＲＥＮＥ　ＦＡＪＡＲＤＯ
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
岡山県津山市田町12番地２
債務者　神庭　眞澄
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第６５８号
千葉県市川市新田２丁目12―２―303
債務者　奈良　和夫
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６０号
埼玉県所沢市寿町17―７―105　インセゾン弐番館
債務者　波田野裕輝
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６１号
埼玉県所沢市寿町17―７―105　インセゾン弐番館
債務者　冨田　美鈴
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０９号
東京都練馬区石神井町６丁目10―６―103
債務者　友成　　光
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１５号
千葉県船橋市薬円台５丁目９―１―503
債務者　山崎　義宏
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１６号
神奈川県川崎市中原区新丸子町715―202
債務者　狩野　広美（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１７号
東京都墨田区横川５丁目９―１―1606
債務者　小澤　　操
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１９号
千葉県船橋市夏見２丁目20―11―405
債務者　阿部　節子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２２号
東京都港区白金台４丁目18―４―302
債務者　濱口　愼吾
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３６号
東京都世田谷区松原１丁目11―29―301
債務者　吉本　美和
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３７号
東京都江戸川区江戸川５丁目11―４　エントピアコートＢ101
債務者　萩原　　勝
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部